

議案第 1 号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成 22 年 2 月 17 日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和 47 年沖縄県教育委員会規則第 5 号）第 4 条第 2 項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

議案「沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例」に対する意見

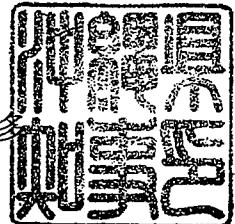
議案「沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例」については、異議ありません。



總人第1641号
平成22年2月1日

沖縄県教育委員長 殿

沖縄県知事 仲井眞 弘多



沖縄県教育委員会の意見を聴取すべき議案について（依頼）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別添議案「沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例」について、貴委員会の意見を求めます。



条例案の概要の説明

部課名 総務部人事課

1 件名

沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例

2 改正の経緯及び必要性

国及び他の都道府県の状況等を踏まえ、一般職の職員の例により、知事等常勤の特別職の職員及び教育長に通勤手当を支給する必要がある。

3 改正案の概要

(1) 沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。<第1条>

一般職の職員の例により、教育長に通勤手当を支給する。(第2条及び第4条関係)

(2) 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。<第2条>

一般職の職員の例により、知事等に通勤手当を支給する。(第2条及び第7条関係)

(3) 沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。<第3条>

一般職の職員の例により、特別職の秘書に通勤手当を支給する。(第2条及び第4条関係)

(4) この条例は、平成22年4月1日から施行する。<附則>

4 根拠法令

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条

(2) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第16条第2項

5 関係各課との調整状況

財政課と調整済

6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参考条文
- (3) その他参考となる資料

沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例

(沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第1条 沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年沖縄県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条中「給料」の次に「、通勤手当」を加える。

第4条の見出しを「（通勤手当及び期末手当）」に改め、同条中「教育長の」の次に「通勤手当及び」を加える。

(沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第96号）の一部を次のように改正する。

第2条中「給料」の次に「、通勤手当」を加える。

第7条の見出しを「（通勤手当及び期末手当）」に改め、同条中「知事等の」の次に「通勤手当及び」を加える。

(沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例（昭和59年沖縄県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中「給料」の次に「、通勤手当」を加える。

第4条の見出しを「（通勤手当及び期末手当）」に改め、同条中「期末手当の額及び」を「通勤手当及び期末手当の額並びに」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

平成22年2月10日提出

沖縄県知事 仲井眞弘多

理 由

国及び他の都道府県の状況等を踏まえ、知事等常勤の特別職の職員及び教育長に通勤手当を支給する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

新旧対照表（第1条関係）

沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年沖縄県条例第44号）新旧対照表			
	改 正 案	現 行	
（給与の種類）			（給与の種類）
第2条 教育長の受ける給与は、給料、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。 （通勤手当及び期末手当）	第2条 教育長の受ける給与は、給料、 <u>期末手当</u> 及び退職手当とする。 （期末手当）	第4条 教育長の <u>期末手当</u> は、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）の規定の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、期末手当基礎額は給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、給与条例第27条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「100分の150」とあるのは「100分の165」とする。	第4条 教育長の <u>期末手当</u> は、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）の規定の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、期末手当基礎額は給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、給与条例第27条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「100分の150」とあるのは「100分の165」とする。

新旧対照表（第2条関係）

沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第96号）新旧対照表			
	改 正 案	現 行	
（給与の種類）			（給与の種類）
第2条 知事等の受ける給与は、給料、 <u>期末手当</u> 及び退職手当とする。 （通勤手当及び期末手当）	第2条 知事等の受ける給与は、給料、 <u>期末手当</u> 及び退職手当とする。 （期末手当）	第7条 知事等の <u>期末手当</u> は、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）の規定の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、期末手当基礎額は給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、給与条例第27条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「100分の150」とあるのは「100分の165」とする。	第7条 知事等の <u>期末手当</u> は、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）の規定の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、期末手当基礎額は給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、給与条例第27条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「100分の150」とあるのは「100分の165」とする。

新旧対照表（第3条関係）

沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例（昭和59年沖縄県条例第27号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 秘書の受ける給与は、給料、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。</p> <p>(通勤手当及び期末手当)</p> <p>第4条 秘書の通勤手当及び期末手当の額並びにその支給方法については、一般職の職員の例によることとする。この場合において、期末手当基礎額は給料月額及びその給料月額に別表に定めに別表に定める割合を乗じて得た額の合計額とし、給与条例第27条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「100分の150」とあるのは「100分の165」とする。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 秘書の受ける給与は、給料、期末手当及び退職手当とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第4条 秘書の期末手当の額及びその支給方法については、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は給料月額及びその給料月額に別表に定める割合を乗じて得た額の合計額とし、給与条例第27条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「100分の150」とあるのは「100分の165」とする。</p>